b　共同企業体の代表者以外の構成員については、平成12年度から掲示日の前日までの期間に、元請として完成後引渡しを済ませたＲＣ造又はＳＲＣ造建築物の施工実績を有すること（共同企業体としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ロ　設計実績　構成員のうちの１者が①ロａからｃを満たすこと、又は①ロを満たす者に実施設計を行わせる事ができること。

⒀　次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。）を本工事に専任※で配置できること（共同申込みの場合は、特定建設工事共同企業体の全ての構成員が配置できること。）。

※対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10キロ程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の専任の主任技術者（監理技術者においては、緩和要件なし。）がこれらの建設工事を（原則として２件程度）を管理することができる事とする。

・「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平26.2.3国交省）

①　一級建築士又は１級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること（共同申込みの場合で代表者以外の構成員においては、二級建築士又は２級施工管理技士の有資格者でよい。）。

②　平成12年度から掲示日の前日までの期間に、単独申込み及び共同申込みの代表者にあっては⑿①イに掲げる工事について、①の有資格者としての経験を有する者（共同申込みの場合で代表者以外の構成員においては、工事実績は問わない。）であること。ただし、次のａ及びｂに掲げる基準を全て満たさない場合は、有資格者としての同種工事の経験とはみなさない。

ａ　同種工事の着工時点で①の資格を有していること。

ｂ　同種工事の工事着工（現場施工に着手する日）から竣工（建築主事等による完了検査の日）までの全ての期間に従事していること。

③　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

なお、恒常的な雇用関係とは申請書、資料及び単価見積書の提出日に雇用関係があることをいう。

⒁　施工体制に関し、次の要件を備えていること。

①　会社としての「かし処理体制」が整備されていること。

②　プレキャストコンクリート部材は、（一社）プレハブ建築協会の「ＰＣ部材品質認定規程」に基づき、認定を受けた工場で製造されたものとする。

⒂　住宅建物に係る設計計画が適正であること。

⒃　次に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⒄　共同企業体の構成基準　共同企業体の構成は、⑴から⑯をすべて満たす者で構成され、かつ、次の①により構成しなければならない。また、共同企業体の構成員数は、３者以内とする。

①　各構成員の出資比率は２者で構成される場合にあっては30％以上、３者で構成される場合にあっては20％以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大でなければならない。

⒅　共同企業体としての資格の認定申請等

①　認定申請　本工事の競争入札に参加を希望する共同企業体は、４⑵の申請書、資料及び単価見積書の提出に先立ち、当機構指定様式による別添「共同請負入札参加資格審査申請書」及び「特定建設工事共同企業体協定書」等を提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。

なお、４⑵の提出期間内に申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争入札に参加することができない。

②　認定資格の有効期限　認定日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

３　設計業務等の受託者等　２⑻の「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

①　いわき市北好間中川原地区第１住宅復興公営住宅建設工事及びいわき市北好間中川原地区第２住宅復興公営住宅建設工事

イ　㈱山設計工房

ロ　㈱翔設計

②　いわき市泉町本谷地区第１住宅復興公営住宅建設工事

イ　㈱日東設計

ロ　㈱ＵＲリンケージ

４　入札手続等

⑴　入札説明書、申請書、設計図面及び現場説明書等の交付期間及び交付方法　入札説明書、申請書、設計図面及び現場説明書等（以下「交付資料」という。）の交付を希望する場合は、掲示文に添付のＦＡＸ専用の申込書を以下の期間に送付し、申し込むこと。ただし送料、印刷費等が発生する場合、実費分は申請者負担とする。

【受付期間、申込先、送信先、問合先】

・受付期間　平成28年１月７日（木）から平成28年２月15日（月）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く毎日、午前10時から午後５時まで（正午から午後１時までの間は除く。）。

・申込先　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部コピーセンター受託業者　株式会社ブルーホップ

・送信先　ＦＡＸ03―5323―2408（注　この番号は、工務チームのＦＡＸ番号）

・問合先　６⑵に同じ。

⑵　申請書、資料及び単価見積書の提出方法、期間及び場所

①　申請書の提出方法、期間及び場所

・提出方法　申請書は電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により、発注者の承諾を得て紙入札による場合は、申請書の提出期間内に６⑴に持参又は提出期間内必着とする書留郵便による郵送とする。電送によるものは受け付けない。

・提出期間　平成28年１月８日（金）から平成28年２月15日（月）まで

②　資料及び単価見積書の提出方法、期間及び場所

・提出方法　資料及び単価見積書は、予め提出日時を提出日の３営業日前までに６⑵まで連絡のうえ、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

・提出期間　平成28年１月８日（金）から平成28年２月15日（月）まで

＜東京受付＞

・平成28年１月８日（金）から平成28年２月12日（金）まで

・場所　６⑵に同じ。

＜仙台受付＞（受付最終日のみ、仙台にて受け付ける。）

・平成28年２月15日（月）

・場所　独立行政法人都市再生機構宮城・福島震災復興支援本部（所在は６⑴に同じ。）

なお、提出に関する問い合わせ先は６⑵とする。

⑶　ヒアリングの日時、場所　ヒアリング開催日時については申請書、資料及び単価見積書提出時に日程調整を行ったうえで、平成28年２月22日（月）頃に東日本賃貸住宅本部又は宮城・福島震災復興支援本部にて行う。

なお、ヒアリングにあたっては、単価見積書の内容及び根拠の説明をすることができる者が参加すること。